

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、移動端末設備用署名用電子証明書の提供を受ける方法を、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）において規定する、古物商が古物を買受けようとするとき等に行う本人確認方法の一つとして追加することを改正内容とする「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

なお、別紙のほかに、規則案について、新旧対照表を公表しております。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール(seianki-publiccomment@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局 生活安全企画課 パブリックコメント担当
	F A X	03-3581-0096 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和5年3月10日（金）から 令和5年4月8日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

1 規則等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項第4号

3 改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、これまで、記録先がマイナンバーカードのみに限定されていた署名用電子証明書が、新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書（スマートフォンに搭載された署名用電子証明書）の提供を受ける方法を古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）上の本人確認方法の一つとして規定するもの。

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日